

令和7年3月7日

令和6年度第2回福岡地方労働審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記募集要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年3月17日（月）13：30～15：30
- 2 場 所 福岡合同庁舎新館3階共用大会議室ABC
（福岡市博多区博多駅東2-11-1）
- 3 議 題 令和7年度福岡労働局地方労働行政運営方針案について他
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 募集要領

- (1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号（電子メールアドレス）及び所属を記入の上、はがき又は電子メールにて下記の宛先までお申し込みください。

申し込み締切日は令和7年3月13日（木）（必着）です。

はがきの場合：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 新館4階
福岡労働局雇用環境・均等部企画課 宛

電子メールの場合： fukuoka-kikaku@mhlw.go.jp

- (2) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので御注意ください。

なお、事前に応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は本人であることがわかるものをお持ちください。

- (3) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方には、事前に御連絡いたします（傍聴可能な方には通知等はいたしません。）。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。又、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

担当 福岡地方労働審議会事務局

（福岡労働局雇用環境・均等部企画課）

TEL 092-411-4763

E-Mail fukuoka-kikaku@mhlw.go.jp

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 審議会事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他
会長及び審議会事務局員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場していただくことがあります。